



## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

## 記

- 1 件名 曙ポンプ場ポンプ設備整備修繕
- 2 業者名 株式会社 荏原製作所 北海道支社
- 3 特定理由  
本修繕は株式会社荏原製作所が製造したポンプ設備の整備である。  
ポンプ設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、適確な点検整備及び性能評価を行うことが必要であり、製品に精通した知識や技術が必要不可欠となる。  
よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。  
標記業者は、上記の条件を満たす唯一の業者であることから、特定するものである。
- 4 根拠規定  
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。



## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

### 記

- 1 件名 藤野高台配水池ほか電動弁整備修繕
- 2 業者名 株式会社 栗本鐵工所 北海道支店
- 3 特定理由  
本修繕は、(株)栗本鐵工所が製造した弁設備の整備である。  
弁設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、適確な整備を行い性能評価することが必要であり、製品に精通した知識や技術が必要不可欠となる。  
よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。  
標記業者は、上記の条件を満たす唯一の業者であることから、特定するものである。
- 4 根拠規定  
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。



## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

## 記

- 1 件名 西部配水池ほか電動弁等整備修繕
- 2 業者名 株式会社 森田鉄工所 北海道営業支店
- 3 特定理由  
本修繕は株式会社森田鉄工所が製造した電動弁設備の整備である。  
電動弁設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、的確な点検整備及び性能評価を行うことが必要であり、製品に精通した知識や技術が必要不可欠となる。  
よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。  
標記業者は、上記の条件を満たす唯一の業者であることから、特定するものである。
- 4 根拠規定  
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。